

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 19 件

厚生年金関係 19 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和46年6月から同年9月までは6万8,000円、同年10月から47年9月までは7万2,000円、同年10月から48年9月までは8万円、同年10月から49年9月までは9万8,000円、同年10月から50年9月までは11万円、同年10月から51年2月までは13万4,000円、同年3月から同年5月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から46年5月まで
② 昭和46年6月から50年10月まで
③ 昭和50年11月から51年5月まで

A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されている。

申立期間の標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間③のうち、昭和50年11月から51年4月までの期間については、

A社の元取締役から提出された50年12月分給与計算表及び51年分源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（50年11月から51年2月までは13万4,000円、同年3月及び同年4月は16万円）に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間③のうち、昭和51年5月については、上記源泉徴収簿兼賃金台帳の同年6月欄の給与額（16万2,000円）及び厚生年金保険料控除額（6,080円）が取消線で抹消されているが、i）申立人のA社における資格喪失日は同年6月21日であることから、当該事業所が翌月控除していた厚生年金保険料は、申立人の最終月の給与から控除されていると考えられること、ii）5月の給与額及び保険料控除額を変更する特段の事情が見当たらないことから、申立人は、同年5月についても、その前月と同額の標準報酬月額（16万円）に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

- 2 申立期間②については、A社の元取締役は、「いつ頃からは分からないが、A社では昭和55年頃まで、私を含め従業員に係る厚生年金保険の標準報酬月額について不適正な届出を行い、届け出た標準報酬月額に見合う保険料よりも高い保険料を継続的に給与から控除していたようである。申立期間当時、社会保険事務所（当時）への届出は事業主が行っていた。」と証言しているところ、当該元取締役から提出された50年12月分給与計算表、51年分源泉徴収簿兼賃金台帳、元同僚から提出された48年7月から54年9月までの給与明細書及び50年分、51年分源泉徴収票によると、当該期間に被保険者記録が確認できる多数の同僚について、給与から控除された保険料が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約1.1倍から約3.3倍であることが確認できることから、申立期間②当時、当該事業所においては、恒常的にオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料よりも高い額の保険料を給与から控除していた状況がうかがえる。

また、上記給与計算表等によると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約1.4倍の保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚は、「申立人は、病欠することも無く、退社するまでずっと同じように勤務し、残業も行っていた。」と証言していることから、当該期間において申立人の給与支給額が減額される特段の事情はうかがえない。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、上記給与計算表等において確認又は推認できる保険料控除額及び給与支給額から、昭和46年6月から同年9月までは6万8,000円、同年10月から47年9月までは7万2,000円、同年10月から48年9月までは8万円、同年10

月から49年9月までは9万8,000円、同年10月から50年9月までは11万円、同年10月は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与計算表等において確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与計算表等において確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①については、申立人の申立期間②及び③における給与からの保険料控除の状況等から、当該期間においても、オンライン記録の標準報酬月額と、給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が一致していない可能性はうかがえるものの、当該事業所の当時の関係者からは、当該期間における保険料控除に関して証言が得られない。

また、当該事業所は、既に廃業しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も無いことから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額が、遡って訂正された形跡も無い。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、申立期間②のうち、昭和50年11月から53年3月まで及び同年9月から同年11月まで、及び申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を49年4月から50年9月までは15万円、同年10月及び同年11月は16万円、同年12月から51年7月までは20万円、同年8月から52年11月までは22万円、同年12月から53年3月までは20万円、同年9月から54年6月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年10月まで
② 昭和50年11月から53年11月まで
③ 昭和53年12月から54年6月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されている。申立期間の標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②のうち、昭和 50 年 11 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 9 月から 53 年 11 月までの期間については、申立人から提出された 50 年 12 月分給与計算表及び源泉徴収簿兼賃金台帳(51 年分から 53 年分まで)により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(50 年 11 月は 16 万円、同年 12 月から 51 年 7 月までは 20 万円、同年 8 月から 52 年 11 月までは 22 万円、同年 12 月から 53 年 3 月までは 20 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 22 万円)に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

一方、申立期間②のうち、昭和 53 年 4 月から同年 8 月までの期間については、上記 53 年分源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額(20 万円)に見合う保険料を給与から控除されていたことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間①については、申立人は、「いつ頃からかは分からないが、A 社では昭和 55 年頃まで、私を含め従業員に係る厚生年金保険の標準報酬月額について不適正な届出を行い、届け出た標準報酬月額に見合う保険料よりも高い保険料を継続的に給与から控除していたようである。申立期間当時、社会保険事務所(当時)への届出は事業主が行っていた。」と主張しているところ、申立人から提出された 50 年 12 月分給与計算表、51 年分源泉徴収簿兼賃金台帳、元同僚から提出された 48 年 7 月から 54 年 9 月までの給与明細書及び 50 年分、51 年分源泉徴収票によると、当該期間に被保険者記録が確認できる多数の同僚について、給与から控除された保険料が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約 1.1 倍から約 3.3 倍であることが確認できることから、申立期間①当時、当該事業所においては、恒常的にオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料よりも高い額の保険料を給与から控除していた状況がうかがえる。

また、上記給与計算表等によると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約 2.1 倍の保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚は、「申立人は、病欠することも無く、退社するまでずっと同じように勤務し、残業も行ってた。」と証言していることから、当該期間において給与支給額が減額される特段の事情はうかがえない。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、上記給与計算表等により確認又は推認できる保険料控除額及び給与支給額から、昭和 49 年 4 月から 50 年 9 月までは 15 万円、同年 10 月は 16 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当該期間後の昭和 54 年 7 月に 20 万円から 24 万円に改定されている

ところ、53 年分源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、当該期間の直前月（53 年 11 月）において 22 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できることから、当該期間においても、直前月に引き続き同額の標準報酬月額（22 万円）に見合う保険料を給与から控除されていたものと推認できる。

なお、特例法では、第 1 条第 1 項ただし書において、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合は、記録訂正の対象とならない旨規定しているところ、申立人は、当該期間のうち、一部の期間において、A 社の取締役であったものの、上記のとおり、複数の元取締役が「A 社の社会保険事務は、当初、社長一人で行っており、その後、社長の妻も関与するようになったが、他の者が関与しようとする」と拒否された。」と証言している上、申立人も他の従業員と同様に、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料よりも高額な保険料を給与から控除されている状況を確認できることなどから、申立人は、特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定に該当しないと認められる。

また、申立期間①、②（昭和 53 年 4 月から同年 8 月までの期間を除く）及び③における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細書等において確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長野厚生年金 事案 1107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月27日

ねんきん定期便で確認したところ、厚生年金保険の被保険者記録では、平成20年6月の標準賞与額の記録がなかったが、実際には56万円の賞与が支給され、保険料も控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書及びA会から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(56万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は53万2,000円、申立期間③は54万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月25日

申立期間①から③において、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①及び②は53万2,000円、申立期間③は54万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の届出を失念したとして当該届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は34万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日

申立期間①及び②において、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①及び②において34万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の届出を失念したとして当該届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は24万6,000円、申立期間③は24万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月25日

申立期間①から③において、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①及び②は24万6,000円、申立期間③は24万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の届出を失念したとして当該届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は30万円、申立期間③は30万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月25日

申立期間①から③において、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①及び②は30万円、申立期間③は30万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の届出を失念したとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は30万6,000円、申立期間③は31万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月25日

申立期間①から③において、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①及び②は30万6,000円、申立期間③は31万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の届出を失念したとして当該届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は30万6,000円、申立期間③は31万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月25日

申立期間①から③において、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①及び②は30万6,000円、申立期間③は31万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の届出を失念したとして当該届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録（訂正前の標準賞与額を除く）とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月28日

平成16年12月28日に支給された賞与から控除されていた厚生年金保険料が、年金事務所に記録されている標準賞与額に見合う保険料よりも高かったため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年12月分賞与に係る給与台帳により、申立人は、申立期間において21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る届出を誤ったとして賞与支払届（訂正届）の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成15年9月から16年1月までは19万円、同年2月は18万円、同年3月から同年8月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月から16年8月まで

申立期間の前後の期間に係る標準報酬月額は19万円であるのに、申立期間に係る標準報酬月額が14万2,000円とされている。

申立期間の前後を通じて給与額は変わらず、同額の社会保険料が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給料台帳により、申立人は、申立期間において、オンライン記録を上回る額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、給料台帳で確認できる給与支給額から、平成15年9月から16年1月までは19万円、同年2月は18万円、同年3月から同年8月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業

主は、海外に転居しており連絡が取れず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

長野厚生年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年3月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月30日から同年4月1日まで

昭和34年4月にA社B工場(C市)に就職し、定年まで勤務したにもかかわらず、39年3月の厚生年金保険の記録が1か月間抜けている。ちょうど本社(D市)へ転勤した時期であるが、退職していないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職場経歴データ及び健康保険取得台帳並びに雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和39年3月30日に同社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年4月の社会保険事務所(当時)の記録により、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当社が保管している健康保険取得台帳により、昭和39年3月30日に本社で資格取得した記録が確認できることから、正しい届出を行い、保険料も納付しているはずである。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を66万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月25日

申立期間に支給された賞与について、事業所が税金と社会保険料を控除した金額で社会保険事務所（当時）へ届け出たため、実際の支給額より低い額で記録されている。差額分についても厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（66万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事務処理を誤ったとして賞与支払届の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を48万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月25日

申立期間に支給された賞与について、事業所が税金と社会保険料を控除した金額で社会保険事務所（当時）へ届け出たため、実際の支給額より低い額で記録されている。差額分についても厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間において、48万9,000円の賞与を支給され、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、48万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事務処理を誤ったとして賞与支払届の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を84万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月25日

申立期間に支給された賞与について、事業所が税金と社会保険料を控除した金額で社会保険事務所（当時）へ届け出たため、実際の支給額より低い額で記録されている。差額分についても厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（84万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事務処理を誤ったとして賞与支払届の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は38万円、申立期間②は78万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月25日
② 平成20年6月25日

申立期間①及び②に支給された賞与について、事業所が税金と社会保険料を控除した金額で社会保険事務所（当時）へ届け出たため、実際の支給額より低い額で記録されている。差額分についても厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間①及び②において、賞与（申立期間①は38万4,000円、申立期間②は78万8,000円）を支給され、標準賞与額（申立期間①は38万円、申立期間②は78万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることか

ら、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、所得税源泉徴収簿における保険料控除額から、申立期間①は 38 万円、申立期間②は 78 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事務処理を誤ったとして賞与支払届の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 25 日

申立期間に支給された賞与について、事業所が税金と社会保険料を控除した金額で社会保険事務所（当時）へ届け出たため、実際の支給額より低い額で記録されている。差額分についても厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事務処理を誤ったとして賞与支払届の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は16万5,000円、申立期間②は68万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月25日
② 平成20年6月25日

申立期間①及び②に支給された賞与について、事業所が税金と社会保険料を控除した金額で社会保険事務所（当時）へ届け出たため、実際の支給額より低い額で記録されている。差額分についても厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間①及び②において、賞与（申立期間①は16万5,000円、申立期間②は68万円）を支給され、標準賞与額（申立期間①は17万円、申立期間②は68万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることか

ら、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、申立期間①は16万5,000円、当該徴収簿における保険料控除額から、申立期間②は68万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事務処理を誤ったとして賞与支払届の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は17万6,000円、申立期間②は38万1,000円及び申立期間③は6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年4月18日
② 平成20年12月19日
③ 平成21年3月16日

平成20年4月、同年12月及び21年3月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支払明細書により、申立人は申立期間①、②及び③において、賞与（申立期間①は17万6,500円、申立期間②は38万1,240円及び申立期間③は6万4,140円）を支給され、標準賞与額（申立期間①は17万9,000円、申立期間②は38万1,000円及び申立期間③は6万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与支払明細書における賞与支給額から、申立期間①は 17 万 6,000 円、当該明細書における保険料控除額から、申立期間②は 38 万 1,000 円、申立期間③は 6 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①、②及び③に係る賞与支払届の提出漏れを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年6月8日まで
② 昭和20年6月8日から21年5月10日まで
③ 昭和21年5月10日から25年6月10日まで
④ 昭和25年7月13日から27年6月2日まで
⑤ 昭和27年7月1日から28年1月21日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みであるという回答を受けた。

脱退手当金を請求及び受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後に資格を喪失し受給要件を満たしている女性13名のうち、12名に脱退手当金の支給記録があるところ、当該事業所で社会保険事務を担当していた元従業員は、「申立期間当時、結婚や出産を理由に退職する人には、脱退手当金の説明をして、会社が本人に代わって請求手続を行っていた。自分も結婚のために退職した際、脱退手当金を受け取った。」と説明していることから、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求が行われた可能性が高い。

また、申立人の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金に係る資格期間、支給金額、支給年月日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、申立人

が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から同年6月まで

A社に勤務中の平成3年12月に役員に就任し、報酬も同年12月から50万円に上がったが、社会保険庁(当時)の記録によると、4年7月から標準報酬月額が50万円に上がっている。年金事務所で確認したところ、標準報酬月額の改定は4か月後になると聞いたので、同年3月から標準報酬月額を50万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

A社から提出された給与台帳によると、申立人の報酬は、平成3年12月以降、申立期間を通して、おおむね申立人の主張する額であったことが認められるが、当該給与台帳によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額について、遡及して引き下げられているなど不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。